農地災害復旧事業費補助
海岸保全施設等災害復旧事業費補助
農業用施設等災害関連事業費補助
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものに限る。）
地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金及び指導監督交付金に限る。）
農業生産基盤整備事業費補助
障害防止対策事業費補助金
東日本大震災復興推進事業費補助金（大臣官房、農林水産技術会議、林野庁及び水産庁の所掌に係るものを除く。）
農業・食品産業強化対策推進交付金
農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
除塩事業費補助
農業生産基盤整備事業調査費補助
農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号の規定は、平成二十九年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十八年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

国産農産物消費拡大対策地方公共団体事業費補助金
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出に取り組む事業者向け対策事業のうち地域規模団体に係るものに限る。）
食料安全保障確立対策推進交付金
食料安全保障確立対策整備交付金
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金（人・農地問題解決加速化支援事業費補助金、農業経営力向上支援事業費補助金及び経営所得安定対策等推進事業費補助金に限る。）
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（地域バイオマス支援地区推進事業に係るものに限る。）
二　飼料生産型酪農経営支援事業推進費補助金
三　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（優良遺伝資源の活用及びステップアップ情報に必要な生産性データの収集に係るものに限る。）
四　学校給食用牛乳供給推進事業費補助金
国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金
国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金
飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）
牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策費補助金（高生産性新規種雄牛早期利用促進及び血縁構築のための基準豚導入に係るものに限る。）
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（エコフィード利用畜産物差別化促進事業に係るもの及び飼料穀物備蓄対策事業費補助金を除く。）
環境保全型農業直接支援対策交付金（環境保全型農業直接支払交付金に限る。）
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係るもの（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業のうち管轄区域内で事業に取り組む事業実施主体に係るものに限る。）
二　地域バイオマス利活用支援事業に係るもの（地域段階に係るものに限る。）
三　食品リサイクル促進等総合対策事業に係るもの（食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動の推進事業及び食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業のうちメタン化による食品リサイクルループ推進事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策整備費補助金
農山漁村六次産業化対策推進交付金
農山漁村六次産業化対策整備交付金
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るものに限る。）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号の規定は、平成二十九年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十八年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

国産農産物消費拡大対策地方公共団体事業費補助金
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出に取り組む事業者向け対策事業のうち地域規模団体に係るものに限る。）
食料安全保障確立対策推進交付金
食料安全保障確立対策整備交付金
植物防疫事業交付金